

取引説明書（LION FX / LION BO 法人のお客様用）対比表

平成 25 年 3 月 25 日

（赤字部分は追加、~~赤字~~部分は削除箇所）

| 現 行 | 変 更 後 |
|---|---|
| <p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類を専用フォーム、郵送、FAX または添付メールにてお送りいただきます。</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用のログイン ID、パスワードを郵送にてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のお客様の本人確認書類は、発行から 6 ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか 1 点となります。 法人のお客様の取引担当者の本人確認書類は、下記のいずれか 1 点となり、住所・氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）⑥パスポート等となります。また、③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。本人確認書類に本籍地の情報が記載されている場合、当該箇所を塗りつぶしてご提出ください。ただし、運転免許証の住所が本籍地と同等となっている場合を除きます。 | <p>3. 口座開設までの流れ</p> <p>(1) 契約締結前交付書面をお読みください。</p> <p>(2) 新規口座開設申込に必要な情報を入力していただきます。</p> <p>(3) 当社まで本人確認書類を専用フォーム、郵送、FAX または添付メールにてお送りいただきます。 下記の書類 3 点を当社までご郵送ください。 ・履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか 1 点（発行から 6 ヶ月以内の原紙） ・取引担当者様の本人確認書類 ・実質的支配者に関する申告書</p> <p>(4) 当社における口座開設の諾否を審査の上、「LION FX」口座専用のログイン ID、パスワードを法人の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。また、取引担当者様には、口座開設完了の案内状を取引担当者様の登録住所へ郵送にてお知らせいたします。</p> <p>(5) 当社がお客様の取引口座に入金を確認できた時点で、取引が可能となります。</p> <p>※本人確認書類について</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人のお客様の本人確認書類は、発行から 6 ヶ月以内の履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書のどちらか 1 点となります。 法人のお客様の取引担当者様の本人確認書類は、下記のいずれか 1 点となり、住所・氏名・生年月日が確認できるものとなります。「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等に定められた①運転免許証②各種健康保険証③住民票の写し④印鑑登録証明書⑤在留カードまたは特別永住者証明書（外国人登録証明書）⑥パスポート等となります。また、③④は発行から 6 ヶ月以内の原紙で、それ以外は有効期限内のコピーであることをご確認ください。本人確認書類に本籍地の情報が記載されている場合、当該箇所を塗りつぶしてご提出ください。ただし、運転免許証の住所が本籍地と同等となっている場合を除きます。 |

| 現 行 | 変 更 後 |
|------------------|---|
| | <p>※実質的支配者に関する申告書について</p> <p>「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の事項の確認をさせていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none">・実質的支配者の該当の有無・実質的支配者の該当ありの場合、実質的支配者の本人特定事項 |
| 平成 25 年 2 月 18 日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |